

# みどりのたより

49号

平成23年6月10日

東日本大震災により犠牲となられた皆様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに被災された方々、負傷された皆様、困難な生活を続けられている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興を祈念しております。

## CONTENTS

● 平成23年度農薬危害防止運動	1
特別寄稿	
○農林水産省農薬対策室長	1
○環境省農薬環境管理室長	2
平成23年度農薬危害防止運動の実施について	3
● 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について	14
● 類似の作物での農薬使用に注意	16
● 適用作物や使用回数の考え方	17
○作物名に関するもの	
○使用時期・回数・使用方法に関するもの	
● 農家のほとんどが適正に農薬を使用していることを確認(国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果より)	19
● 農薬取締法に基づく農薬の使用禁止に関する規程に適用を受けない場合を定める省令の一部改正について	23
● カルタヘナ法第10条第1項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取扱いについて	24
● 関連記事の紹介	
○クローン識別技術でサクラ栽培品種の網羅的な実態解明に成功	24
○ナラ枯れは「地元」のカシノナガキクイムシ	26
● 病虫害発生予察情報「特殊報」について	27
● 食品・添加物等規格基準の改正について	29
● 夏期の電力需給対策について	29
● 協会からのお知らせ	30

社団法人 緑の安全推進協会

## ● 平成 23 年度農薬危害防止運動

農林水産省は、厚生労働省、環境省等と共同で、本年度も、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、使用中の事故防止、環境への影響に配慮した農薬の使用や農薬の適正販売等を推進し、農薬の使用に伴う人畜への危害を防止するため、6月から8月までの3ヶ月間、農薬危害防止運動を実施する通知を出しました。

関係者が一体となって、農薬の安全かつ適正な使用の周知・徹底を図り、事故ゼロを目指したいものです。

また、平成 23 年度の農薬危害防止運動の実施に当たり、農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 寺田農薬対策室長、環境省 水・大気環境局 土壌農薬課 西嶋農薬環境管理室長から次のとおりご寄稿頂きました。

### 【農薬危害防止運動特別寄稿】

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室長 寺田博幹氏

農林水産省は、厚生労働省、環境省及び都道府県との共催で、農薬の安全かつ適正な使用や環境への影響に配慮した使用を推進するため、本年度も「農薬危害防止運動」を農薬を使用する機会が増えてくる6月から8月にかけて実施します。

緑の安全管理士の皆様には、これまでも農薬の安全かつ適正な使用に関してご指導いただいていたところです。しかし、残念ながら、農薬の誤飲などの事故や農薬の使用に伴う人、農作物、家畜などの被害が依然として見受けられます。このため、以下の点について、農薬使用者の方々に対し改めてご指導をお願いいたします。

#### 1 防護具を適切に着用すること

農薬の散布中の中毒事故を防止するため、ラベルに記載された注意事項に従い、農薬用マスクや防護メガネなどの防護具を適切に着用すること。中毒事故の多くは、使用者の慣れによる油断など、不注意により起こるため、使い慣れた農薬でも、ラベルの注意事項を必ず再確認すること。

#### 2 農薬は鍵のかかる保管庫で保管し、移し替えをしないこと

農薬は、誤飲などの事故を防ぐためにも、鍵のかかる保管庫で保管すること。また、飲料と間違えて農薬を誤飲することのないよう、ペットボトルなどの食品の空き容器などに小分けしたり、移し替えて保管するようなことは、絶対に避けること。

#### 3 農薬の飛散による被害を防止するための対策をとること

風が強い時には、周辺への農薬の飛散が生じやすいため、散布を見合わせる。また、作業者が農薬を浴びるのを避けるため、散布は常に風上側から行うこと。

街路樹や公園など住宅地の周辺で病害虫の管理を行う場合には、農薬の使用を前提とせず、被害部位を剪定するなど、できるだけ農薬を使用しないこと。やむを得ず農薬を使用する場合には、周囲への影響が少なくなる使用方法、時間帯を選び、前もって周辺住民の方々に農

薬の使用をお知らせすること。環境省が作成・公表している「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を十分に活用すること。

一方、ゴルフ場でも、ゴルファーに対する農薬曝露が生じないように、ゴルファーがいないことを確認して農薬を散布するなどの十分な対策をとること。また、飛散した農薬により周辺の農作物に影響が出たりする可能性があるため、近隣に農地がある場合には、飛散防止のために飛散低減ノズルなどを用いること。

#### 4 環境への影響に配慮して農薬を選択・使用すること

農薬のラベルに記載されている動植物・有用生物への影響に応じた注意事項を守ること。また、使用する場面を考え、河川の周辺などでは水産動植物への影響が少ない薬剤を選択すること。

なお、万が一中毒事後が生じた場合、あるいは体調に異常を感じた場合は、使用していた農薬の容器（ラベル）を持って速やかに医療機関に受診するよう指導をお願いします。

農薬の使用による事故を未然に防止するため、皆様の御協力をお願いします。

### 市街地における農薬飛散リスクの更なる低減に向けて

環境省 水・大気環境局 農薬環境管理室長 西嶋英樹氏

#### 1 公園マニュアル

環境省では、市街地で使用される農薬の飛散によるリスクの更なる低減に向けて、昨年5月、公園や街路樹などで病害虫管理を適切に行うために留意すべき事項や考え方を示した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（以下、「公園マニュアル」とします。）を作成しました（[http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan\\_risk/manual1\\_kanri.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html)）。

このマニュアルは、公園や街路樹の管理のみならず、防除事業者に委託する場合も含め、マンションの緑地管理といった一般の緑地における病害虫・雑草の管理にもご活用いただけるものとして、これまで、都道府県や関係団体、関係省庁等への周知を進めてきました。

特に、社団法人緑の安全推進協会におかれては、「みどりのたより」（第46号、平成22年6月15日発刊）において公園マニュアルの内容を紹介されているほか、平成22年度の「緑の安全管理士」認定研修会や「緑の安全管理士」支部大会に環境省担当官を招き、公園マニュアルを説明する機会を設けられるなど、公園マニュアルの周知徹底に尽力されてきたところです。

#### 2 農薬危害防止運動

農薬危害防止運動については、昭和28年より、地方公共団体や関係団体の協力を得て、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理、農薬の適正販売等についての周知徹底により、農薬の使用に伴う危害を防止するための全国的な運動が行われてきました。

これまで、同運動は厚生労働省及び農林水産省において実施されてきましたが、上記のとおり、昨年、公園マニュアルが公表されたことを踏まえ、本年度より、環境省も農薬危害防止運動の実施主体に加わることとなりました（平成23年6月1日から8月31日まで実施される平成23年度農薬危害防止運動の詳細については農林水産省ウェブサイトをご参照ください：

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/110530.html>）。

### 3 「緑の安全管理士」に期待されること

緑の安全推進協会におかれては、農薬の正しい知識と適正使用の普及を図り、一般市民への農薬に対する理解と信頼性の向上に寄与することを目的に、公園マニュアルの周知を含め、種々活動されていますが、実際の防除場面においてこうした目的が達成されるためには、農薬使用時の安全確保や適正使用の指導監督に当たる専門家である「緑の安全管理士」の方々のさらなるご活躍が期待されるところです。

今後も、農薬危害防止運動や公園マニュアルの趣旨及び内容を改めてご確認いただき、農薬による人や環境への影響の防止に向け、ご尽力いただきたいと思います。

#### 【局長通知】

薬食発 0527 第 8 号  
23 消安第 1269 号  
環水大土発第 110527001 号  
平成 23 年 5 月 27 日

厚生労働省医薬食品局長  
農林水産省消費・安全局長  
環境省水・大気環境局長 から  
都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区长 あて

### 平成 23 年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①周辺環境への配慮が十分でなかった事例、②農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 12 条第 1 項及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）に基づき遵守することが義務付けられた農薬使用基準に違反した事例、③土壌くん蒸剤施用後の作業管理不足による周辺住民への被害の発生、及び④農薬の不適切な管理による誤飲といった中毒事故及び⑤住宅地周辺での農薬使用に際しての周辺住民への周知の不徹底等の事例が散見されている。

また、農薬取締法第 9 条第 2 項及び第 11 項に基づき販売及び使用が禁止されている農薬を使用した事例も確認されている。

一方、昨今に問題となっているみつばちの減少については、原因は特定されていないものの、ウイルス、ダニ、ストレスなどのほか、農薬使用についても関与が疑われている。このため、養ほう関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じた連携を密に行う等の指導を引き続き行っていく必要がある。

以上のような状況をかんがみ、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。

別紙

## 農薬危害防止運動実施要綱

### 第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、周辺環境に十分配慮していない農薬の使用や、農薬の使用に伴う人、家畜等に対する被害の発生並びに農薬の本来の目的とは異なる使用及び悪用が、依然として散見される状況にある。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等の健康影響に対する配慮が強く求められており、農薬を安全かつ適正に使用することの必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病虫害の防除に効果があるとする資材が販売及び使用された事例も散見され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

### 第2 名称

農薬危害防止運動

### 第3 実施期間

原則として、平成23年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

#### 第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区

国にあつては、地方農政事務所等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備するとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

#### 第5 実施事項

##### 1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等

###### (1) 普及啓発の強化

###### ア 広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

###### イ 農薬使用者・販売者等に対する農薬の取扱いに関する普及啓発

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

###### (2) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等事故の状況を的確に把握する。

##### 2 農薬の適正使用等についての指導等

###### (1) 農薬使用基準の遵守の徹底

農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）で定められている基準をいう。）の遵守を徹底するよう指導する。

加えて、農業者による農薬使用に当たっても、農林水産省から提示されている「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」等を参考に、各生産地で取り組まれている生産工程管理の点検項目に農薬の適正使用に関する取組を組み込むなどにより、安全な農産物を生産できるよう、積極的な指導を行う。

#### （２）農薬の不適正使用防止対策の推進

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者及び農薬使用を委託する者（以下「農薬使用者等」という。）に対し、別記２「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう指導する。

なお、指導の実施に当たっては、地方自治体及び農業協同組合等、関係機関の職員を活用しつつ、訪問指導や集団指導等の方法によりその効果を上げるよう努める。

#### （３）無登録農薬の疑いがある資材の販売及び使用に関する指導の強化

ラベルに農薬登録番号がなく、農薬の効果を謳った、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、安全性や効果が保証されたものではないことから、これら資材については、農薬として販売及び使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

#### （４）農薬取締法上販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底

農薬取締法第９条第２項及び第１１条で販売及び使用が禁止されている農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守し適切に処理するよう指導する。なお、販売及び使用が禁止された農薬については、農林水産省のホームページ等から提供する情報を必ず確認するよう指導する。

（毒物及び劇物取締法、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）参照）

#### （５）農薬使用に当たっての留意事項の徹底

農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。なお、アの指導の実施に当たっては、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

ア ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認するとともに、農薬の適正使用を徹底する。特に、①育苗箱等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施する、②水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備の措置を講じる、③農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

（「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成１９年３月２８日付け１８消安第１４７０１号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）参照）

イ 同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものがあり、この場合には使用できる農薬や使用方法が異なる場合がある。また、作物の名称や形状が似ているが異なる作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意する。

（「誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について」（平成１９年１１月１５日付け１９消安第１００４７号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局農産振興課長、園芸課長、特産振興課長、大臣官房参事官（普及担当）通知）参照）

ウ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも飛散することを考慮して、それぞれの収穫時期を確認した上で、農薬の選択や使用方法に十分注意する。

エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産者圃場への農薬の飛散等に十分注意する。

オ やむを得ず現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を厳守する。生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで現地混用を行わない。

#### (6) 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、病院、保健所その他公共施設内及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する場合、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、周辺住民への散布の周知を徹底する。

（「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）参照）

##### ア 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対し、農薬を散布する場合は農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周知を行う等により周辺住民に対して配慮するよう指導する。

##### イ 公園等一般場面

学校、病院、保健所等の公共施設内、街路樹、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園又は市民農園における農薬使用者等に対し、農薬使用の回数及び量の削減のため植栽管理等を行うとともに、農薬を使用するに当たっては、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周知を行う等、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

（「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境管理室）参照）

#### (7) 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対し、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実にを行う等の安全確保を徹底するよう指導する。

（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

#### (8) 航空防除における農薬使用に当たっての留意事項の周知徹底

ア 有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する農薬使用者等に対し、関係法令等を遵守し、散布日や使用する農薬の種類等について、周辺住民等へ事前に周知を行うよう指導する。また、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意するよう指導する。



(有人ヘリコプター：「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知)、無人ヘリコプター：「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知)参照)

イ 特に、近年利用が増加している無人ヘリコプターによる農薬散布について、安全対策を強化・徹底し、事故防止を図る。

具体的には、無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する農薬使用者等に対し、架線等の危険箇所の把握、操作要員及び補助員の配置、飛行方法の選定等について、実施計画策定時及び散布実施時において十分に検討・確認し、安全かつ適正に実施するよう指導する。万が一事故等が発生した場合には、関係通知等に基づき適切に対応するよう農薬使用者等に対し、周知を徹底する。

(「平成23年以降に向けた無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策の徹底について」(平成22年11月8日付け22消安第6589号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)、「無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について」(平成23年1月28日付け22消安第7704号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)、「無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策について」(平成23年1月28日付け22消安第8410号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)参照)

ウ 公園、森林、ゴルフ場等において有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する農薬使用者等に対し、関係法令等を遵守し、事前周知の実施等により、周辺住民や施設利用者等への十分な配慮を行うよう指導する。

#### (9) 臭化メチルの使用に関する指導の推進

臭化メチルを不可欠用途として使用する際は、その使用量及び排出量を削減するよう指導するとともに、臭化メチルの代替剤及び代替技術の円滑な導入・普及を推進する。

#### (10) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底

ア 農薬による危害や悪用を防止するため、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底するよう指導する。また、D-D(1,3-ジクロロプロペン)が、毒物及び劇物取締法における劇物に指定されたことに伴い、これらを含む農薬を保管する場合は、関係法令を遵守するよう指導する。

イ 農薬の誤飲による中毒事故の発生を防止するため、農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移し替えないよう指導する。万が一、飲食品の空容器を利用せざるを得ない場合には、必ず商品のラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記するなど、誤飲を防止するための適切な対応策を講ずるよう指導する。

(「農薬の誤飲を防止するための取組について」(平成23年5月16日付け23消安大1114号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)参照)

ウ 使用しなくなった農薬については、農薬使用者等に対し、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼するなど適正に処理するよう指導する。

#### (11) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病害虫の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

### 3 農薬の適正販売についての指導等

#### (1) 農薬販売者に対する指導の徹底

農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。また、D-D（1,3-ジクロロプロペン）が、毒物及び劇物取締法における劇物に指定されたことに伴い、これらを含む農薬の販売に当たっては、関係法令を遵守するよう指導する。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、同一の販売者に対して同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にし情報の共有化を図り、効率の良い立入検査を実施する。

（「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）参照）

#### (2) 農薬販売者の届出に関する指導の徹底

農薬の販売に当たっては都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては都道府県知事等への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用した販売を行わないよう指導を徹底する。

### 4 有用生物や水質への影響の低減対策

#### (1) みつばちの危害防止対策

昨今、減少が問題とされているみつばちについては、その原因は特定されていないものの、農薬も原因の一つであると考えられていることを考慮し、養ほう関係者や農薬使用者、農業団体等が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報提供を行う等、これまで以上に取組を強化するよう指導する。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成21年7月24日付け21消安第4395号消費・安全局長、生産局長通知）参照）

#### (2) 魚介類の被害及び水質汚染の防止対策

魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

#### (3) 土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出された事例があったが、未だ原因は究明されておらず、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされていない。ただし、環境及び衛生関係当局から同様な情

報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処する。

## 別記 1

### 農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

#### 【人に対する事故】

#### 1 農薬散布前

##### (1) 原因

- ① 散布作業前日に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（ア、イ）
- ② 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ウ、エ）
- ③ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（オ、カ）

##### (2) 防止対策

- ア 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- ウ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- エ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- オ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- カ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。

#### 2 農薬散布中

##### (1) 原因

- ① 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（ア）
- ② 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（イ）
- ③ 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、周辺の者や散布作業者が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（カ）

##### (2) 防止対策

- ア 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- イ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。

エ 風下からの散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。

オ クロロピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意するとともに、直ちに完全に被覆する。

カ 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。

### 3 農薬散布後

#### (1) 原因

- ① 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ア）
- ② 農薬を散布した場所に通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（イ）

#### (2) 防止対策

ア 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

イ 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

### 4 保管、廃棄

#### (1) 原因

- ① 農薬の保管管理が不適切だったため、高齢者、子ども等が誤飲したことによるもの（ア、イ、ウ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（エ、オ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（エ、オ）

#### (2) 防止対策

ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、すべての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。

イ 農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移替えしない。

ウ 万が一、農薬を飲食品の空容器に移し替えざるを得ない場合には、必ず商品のラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記する。

エ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

オ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。

### 5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等の注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。

## 【周囲の農作物、家畜等への被害、環境への影響】

### (1) 原因

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア、イ、ウ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱でみつばちの斃死が発生したもの（ア、イ、ウ、オ、カ）
- ③ 水田において使用した農薬が、周囲の水産動植物に被害を与え、または河川等に流出したもの（エ）

### (2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ 薬剤が周囲の圃場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- エ 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- オ みつばちに被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- カ 養蜂が行われている地区では、みつばちの巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

## 別記 2

### 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

#### 1 適用のない作物への使用

##### (1) 原因

- ① 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できると誤解（ア）
- ② 使用する農薬が名前や形状の類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できると誤解（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から農薬が検出されることとなったもの（ウ）

## (2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

## 2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

### (1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足(ア)
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用(イ)
- ③ 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について、使用からの経過日数の確認不足(ウ、エ)

### (2) 防止対策

- ア 常日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。

## 3 同一農薬または同一の有効成分を含む農薬の反復使用

### (1) 原因

- ① 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用(ア)
- ② 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用(イ)

### (2) 防止対策

- ア 同じ農薬の連続使用は避ける。
- イ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

## 別記3

### 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

#### 1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受者は農家等であり、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。

(2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

## 2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく当該毒劇物を販売又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人等に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人等に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人等に伝える。
- (4) 毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (5) 譲受人等の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

## ● 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

農林水産省は厚生労働省と連携して実施している、平成 21 年度の農薬事故や被害の実態調査の結果を公表しました。

平成 23 年 5 月 27 日 農林水産省ホームページ、農薬コーナー

[http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_topics/h20higai\\_zyokyo.html](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html)

### 1. 人に対する事故

(件 (人))

区分	年度	17		18		19		20		21	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
死	散布中	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	誤用	6	(6)	5	(5)	0	(0)	3	(3)	3	(3)
亡	小計	6	(6)	6	(6)	0	(0)	3	(3)	3	(3)
中	散布中	11	(26)	8	(11)	10	(26)	7	(38)	8	(42)
	誤用	12	(12)	11	(17)	9	(9)	9	(24)	16	(34)
毒	小計	23	(38)	19	(28)	19	(35)	16	(62)	24	(76)
計		29	(44)	25	(34)	19	(35)	19	(65)	27	(79)

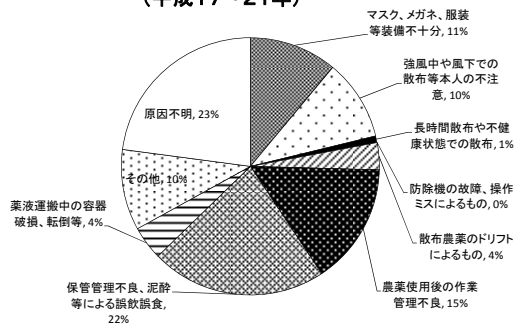
(注) 集計した事故には、発生時の状況が不明のものも含む。

区分欄の「誤用」は、誤飲・誤食等を指し、自他殺は含まない。散布中以外の事故を含む。

(原因別)

区分	年度		17	18	19	20	21	
マスク、メガネ、服装等装備不十分	3	(3)	5	(5)	2	(2)	1	(1)
強風中や風下での散布等本人の不注意	2	(2)	5	(5)	4	(4)	0	(0)
長時間散布や不健康状態での散布	1	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
防除機の故障、操作ミスによるもの	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
散布農薬のドリフトによるもの	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(23)
農薬使用後の作業管理不良	5	(20)	2	(4)	2	(18)	4	(16)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	5	(5)	5	(11)	3	(3)	7	(16)
薬液運搬中の容器破損、転倒等	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(5)
その他	6	(6)	1	(1)	2	(2)	0	(0)
原因不明	7	(7)	7	(8)	6	(6)	1	(1)
計	29	(44)	25	(34)	19	(35)	19	(65)

原因別農薬中毒事故の割合  
(平成17～21年)



## 2. 農作物、家畜等に対する被害

(単位：件)

被害対象	年度				
	17	18	19	20	21
農作物	16	6	8	17	8
家畜	1	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
蜜蜂	1	4	2	2	5
魚類	9	11	8	5	6
計	27	21	18	24	19

## 3. 自動車、建築物等構造物に対する被害

(単位：件)

被害対象	年度				
	17	18	19	20	21
自動車	1	0	1	0	0
建築物	0	0	0	0	0
その他	6	4	0	1	1
計	7	4	1	1	1



## ● 類似の作物での農薬使用に注意

平成 22 年 12 月、農林水産省は、農薬の適正使用の徹底について関係者あて通知を發しました。これは、農産物直売所に出荷された「しゅんぎく」から適用のない農薬が検出されたことから、対象農作物に適用のあることが確認された農薬のみを使用するよう指導を求めたものです。

この通知には、誤認しやすい適用作物名が例示されています。

(通知は [http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tekisei/pdf/110117\\_tekisei\\_tettei.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/pdf/110117_tekisei_tettei.pdf) を参照願います)

上記通知とは別に、農薬登録における適用作物分類表（現在、適用作物には含まれてない作物を含む）から類似の作物を挙げてみました。農薬を使用する際、該当する作物に登録があるか確認し、使用方法を守って使用して下さい。

作物名 1	作物名 2	作物名 3	作物名 4
かんしょ	かんしょ (茎葉)		
さといも	さといも (葉柄)		
はすいも (葉柄)	はすいも (塊茎)		
みずいも	みずいも (葉柄)		
ヤーコン	ヤーコン (茎葉)		
やまのいも	やまのいも (むかご)		
きゅうり	きゅうり (花)	きゅうり (葉)	
ズッキーニ	ズッキーニ (花)		
きく	きく (葉)	食用ぎく	しゅんぎく
ごぼう	葉ごぼう		
しそ	しそ (花穂)		
だいこん	はつかだいこん		
チンゲンサイ	チンゲンサイ (なば な栽培)		
はたけな	はたけな (なばな 栽培)		
はなっこりー	ブロッコリー	カリフラワー	茎ブロッコリー
キャベツ	メキャベツ	非結球メキャベツ	
わさび	わさびだいこん	わさびな	
畑わさび	畑わさび (葉)		
にんじん	にんじん (葉)		
トマト	ミニトマト		
とうがらし	とうがらし (葉)	ししとう	ピーマン
ねぎ	あさつき	わけぎ	
にんにく	にんにく (花茎)	葉にんにく	
たまねぎ	葉たまねぎ		

だいず	えだまめ		
いんげんまめ	さやいんげん		
えんどうまめ	さやえんどう		
そらまめ	未成熟ふじまめ		
ふじまめ	未成熟ふじまめ		
レタス	リーフレタス	かきちしゃ	サラダ菜
とうもろこし(子実)	未成熟とうもろこし	ヤングコーン	

農林水産消費安全技術センターホームページ

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm> より作成

## ● 適用作物や使用回数の考え方

適用作物や使用回数の考え方について、農林水産消費安全技術センターのホームページには、適用作物の考え方、使用回数の考え方が「よくある質問」のコーナーに掲載されています。参考までに関連部分を引用してみました。

### ○ 作物（名）に関するもの

#### 1、「トマト」と「ミニトマト」について

「トマト」、「ミニトマト」については、直径 3cm を境目として分類しており、直径が 3cm より大きい種を「トマト」、直径が 3cm 以下の種を「ミニトマト」としています。

(中玉トマトの場合、直径 3 cm より大きい種であるか、直径 3 cm 以下の種であるかによって「トマト」、「ミニトマト」どちらの登録農薬を使用するかを選択して下さい。)

#### 2、「ねぎ」と「わけぎ」と「あさつき」について

「葉ねぎ」だけに登録されている農薬は、葉ねぎ以外のねぎ（根深ねぎ）には使用できません。なお、「ねぎ」に登録のある農薬は、「葉ねぎ」に使用することができます。

「あさつき」、「わけぎ」及び「ねぎ」は、それぞれ参照すべき残留農薬基準が異なっている等のことから、別作物としています。

従って、「あさつき」や「わけぎ」は、「葉ねぎ」に含まれません。

#### 3、「てんさい」と「かえんさい」について

食品衛生法上の残留農薬基準における農産物等の食品分類では、「テンサイ」は「てんさい」、「ビートの根及び葉」は、「その他の野菜」に分類されています。

農薬登録の作物分類では、「てんさい(砂糖用)」と「根や葉を調理して食べるビート」は、別の作物として分類されています。従って、「てんさい」に適用がある農薬を「ビート」には使用できません。

根や葉を調理して食べる「ビート」には、「野菜類」、「かえんさい」(根)及び「ふだんそう」(葉)に適用がある農薬を使用してください。

#### 4、「未成熟とうもろこし」と「ヤングコーン(ベビーコーン)」について

登録作物名の「とうもろこし」には、「未成熟とうもろこし(いわゆるスイートコーン)」が含まれています。このため、ラベルに記載された適用病害虫に対して、使用方法や使用時期を遵守した上で、スイートコーンに使用して問題ありません。

登録作物名の「未成熟とうもろこし」は、実のみを食用にするトウモロコシの幼果（いわゆるスイートコーン）を指しています。未熟な幼果を芯ごとそのまま食べるヤングコーンやベビーコーンは、「未成熟とうもろこし」ではなく、「野菜類」に含まれます。

#### 5、「しょうが」と「うこん」について

食品衛生法上の残留農薬基準における農産物等の食品分類では、「ショウガ」は「しょうが」、「ウコンの根」、「ウコンの根茎」は、それぞれ「その他のスパイス」に分類されています。

農薬登録の作物分類では、「しょうが（学名：Zingiber officinale）」と「うこん（学名：Curcuma domestica（秋うこん）、Curcuma aromatica（春うこん）」は別の作物として分類されています。従って、「うこん」には「しょうが」に登録のある農薬は使用できません。

なお、「うこん」には、「野菜類」に登録のある農薬が使用できます。

#### 6、「だいこん」と「間引き菜」について

農薬登録検査において、だいこんの生育初期に使用する農薬（使用時期がは種時等、収穫前日数以外の方法で定められている農薬）については、間引き菜、つまみ菜の分析データを求めており、この結果、残留上問題がある農薬は、注意事項に「間引き菜、つまみ菜に使用しないこと」の旨を記載しています。

このため、この注意事項がある農薬については、間引き菜、つまみ菜には使用できません。なお、収穫前日数で規定されている農薬については、収穫前日数を守って使用して下さい。

#### 7、「つわぶき」と「ふき」について

「ふき」も「つわぶき」も同じキク科の野菜ですが、異なる種に属し、また、形態等から作物残留性も同様とは考えられないことから、農薬登録上、別の作物として扱っています。なお、「ふき」には、「ふき」又は「野菜類」に登録のある農薬が、「つわぶき」には、「つわぶき」又は「野菜類」に登録のある農薬がそれぞれ使用可能です。

#### 8、「畑わさび」と「野菜類」と「あぶらな科野菜」について

「あぶらな科野菜」は土壌くん蒸剤や微生物農薬など一部の農薬に適用されている名称であり、「あぶらな科野菜」に登録のある農薬は畑わさびにも使用できます。

「あぶらな科野菜」は、農薬の適用作物として登録されていますが、現状は「農薬登録における適用作物名」の別表に掲載されておられません。別表中に「あぶらな科野菜」を掲載するに当たり、「あぶらな科野菜」以外の作物における分類・整理等について検討が必要なため、時間が多少かかりますが、今後、別表の見直しも含め検討することとしています。

### ○使用時期・回数・使用方法に関するもの

#### 1、根を残して地上部をカットし収穫した場合の使用回数のカウント

「葉ねぎ」に限ったことではありませんが、種苗（種子、種いも等）を植える準備段階から収穫までの間に使用する回数をカウントすることとしています。一方で、果樹等多年生の場合には、例外的に収穫から収穫の間の使用回数をカウントします。問い合わせを頂いた葉ねぎの栽培方法では、地上部を地際から切り取り、一斉に収穫する場合に限り使用回数がリセットされます。

## 2、なすの主枝の切り戻しや植え替えについて

「なす」は一年生作物ですので、切り戻しを行っても使用回数のリセットはされません。また、同じ「なす」を植替えした場合についても、使用回数のリセットはされません。他の「なす」を植替えした場合には、その「なす」に対して使用された使用回数が適用されます。

## 3、イチゴの株据置き栽培等について

イチゴについては、使用時期が仮植時期、育苗期となっている登録がありますが、いずれも定義としては、ランナーから切り離してから本圃に定植するまでを指します。また、使用回数については、ランナーから切り離れた時点でリセットすると整理されています。

一方、問い合わせのあった栽培法（前年に収穫した株から翌年も収穫する栽培）では、株の更新（ランナーから子株を切り離す）がなされていないので、使用回数のカウントは、一般の永年性作物と同様に前年の収穫終了後から当該作物の収穫までの期間でのカウントになります。

## 4、種子処理について

農薬登録上の「種子」は、種子植物で有性生殖によって形成される、一般に「たね」と呼ばれるものを指し、イネの「種もみ」も含んでいます。しかし、例えば、ショウガの塊茎や種にんにく、バレイショの種芋等の栄養体を含んでいません。したがって、種子処理（種子粉衣、種子浸漬等）の登録のものをショウガの塊茎や種にんにくには使用できません。

詳細は [http://www.acis.famic.go.jp/docs/qa\\_shiyou.htm](http://www.acis.famic.go.jp/docs/qa_shiyou.htm) を参照願います。

## ● 農家のほとんどが適正に農薬を使用していることを確認

農林水産省は平成 23 年 4 月 11 日、平成 21 年に実施した国内農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果を発表しました。

これによると、調査したほとんどの農家が農薬を適正に使用していることが確認され、残留状況調査において、残留農薬基準値を超えたものは、1422 検体中 2 検体でした。

プレスリリース

平成 23 年 4 月 11 日

農林水産省

## 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について

農林水産省が平成 21 年度に実施した農薬の適正使用・管理を確認するための標記調査について、結果を公表します。

使用状況調査においては、調査した農家のほとんどが適正に農薬を使用していることが確認されました。また、残留状況調査においては、分析した農産物のうち、2 検体を除いて、食品衛生法による残留基準値を超えるものがないことが確認されました。

今回残留基準値を超過して農薬を含有していた農産物は、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはありません。

### 調査目的と結果

農薬の適正使用の推進、農産物の安全性の向上に関する施策の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として、農産物を生産している農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況の調査を実施しました。

#### (1) 農薬の使用状況

4,735戸の農家について農薬の使用状況の調査を行いました。その結果、4,718戸(99.6%)で農薬が適正に使用されていることが確認されました。昨年に引き続き、ほぼすべての農家で農薬が適正に使用されており、生産現場における農薬の適正使用についての意識が高いと考えられます。本来使用してはいけない農作物に農薬を使用するなど不適正な使用のあった農家に対しては、地方農政事務所等及び都道府県が農薬の適正な使用について改めて指導を行いました。

#### (2) 農薬の残留状況

1,422検体の農産物について残留農薬の分析を行いました。その結果、2検体を除いて、農薬の残留濃度は食品衛生法による残留基準値を超えていませんでした。これは、ほとんどの農家が適正に農薬を使用しているとした農薬の使用状況調査結果を反映していると考えられます。

残留基準値を超えた試料は、さやいんげん96検体中1検体と、にら99検体中1検体でした。これらについては、関係都道府県に情報提供を行うとともに、上記(1)の調査内容の確認と合わせてさらに調査しました。

その結果、さやいんげんについては、さやいんげんに使用してはいけない農薬を使用した結果、この農薬が検出されたものと考えられます。また、にらについては、使用した農薬の代謝物が残留基準値をやや超えて検出されました。このにらを生産した農家は、当該農薬を使用基準どおりに使用していました。本来であれば、さらなる原因究明を行いたいところですが、当該農薬のにらへの使用が、昨年10月に登録削除されたため、今後は、このような問題が発生することはありません。

なお、今回の調査で残留基準値を超過して農薬を含有していた農産物は、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはありません。

### 調査結果を受けた対応

(1) 都道府県等にこの結果を通知し、農薬の適正使用の推進のための農家等への指導に活用していただく予定です。

(2) 農林水産省では、農薬の適正使用の指導に資するため、平成22年度も調査を行っております。また、これまでの調査で得られた結果を基に調査方法や内容を検討し、平成23年度以降も本調査を継続して、結果を提供していくこととしています。

<添付資料> (添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

(別添) 調査結果 (概要)

(別表1) 使用状況 一省略一

(別表 2) 定量限界 一省略一  
 (別表 3 及び 4) 残留状況 一省略一

(別添)

## 平成 21 年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果

(概要)

### 1 調査の目的

我が国の農産物販売農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得るとともに、調査結果に基づく所要の指導を通じて、農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全性の向上を図ることを目的とする。

### 2 使用状況調査

#### (1) 調査方法

平成 21 年度の調査は、穀類、大豆、野菜及び果実の農産物を生産している農家 4,735 戸を対象とした。それらの農家が、地方農政事務所等から配布された農薬使用状況等記入簿に農薬の使用状況を記帳し、地方農政事務所等は農産物の出荷時期に当該記入簿を回収した。

この記入簿に記帳された内容をもとに、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の確認を行った。

#### (2) 調査結果 (概況) (別表 1)

調査対象とした 4,735 戸の農産物販売農家のうち、4,718 戸 (99.6 %) の農家は適正に使用していることが認められた。17 戸の農家で、以下のような 19 件 (のべ件数) の不適正な使用が認められた。

##### ① 不適正な使用の主な事例 (複数回答あり)

ア 使用してはいけない作物へ誤って使用した事例 (8 件)

イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例 (5 件)

ウ 使用時期を誤って使用した事例 (2 件)

エ 使用回数を誤って使用した事例 (4 件)

##### ② 不適正な使用が多く認められた作物

さやいんげん、トマト、きゅうり

(注) のべ件数：1 戸の農家で 2 種類の不適正な使用が認められた場合、2 件として計算

(参考)

調査年度	調査農家数	農薬の 総使用回数	不適正使用 のあった農 家数	不適正使用のあった農家のうち			
				誤った作物 に使用した 農家数	誤った使 用量又は 希釈倍数 で使用し た農家数	誤った時 期に使用 した農家 数	誤った回 数で使用 した 農家数
平成 15 年度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)

17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)
20	4,729	42,059	12 (0.3%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)
21	4,735	43,311	17 (0.4%)	8 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)	4 (0.1%)

注) ①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、米、小麦及び大豆も調査対象としている。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

### 3 農薬残留状況調査

#### (1) 調査方法

##### ①試料検体数

調査対象となる各農産物の出荷量等を勘案しつつ、1,422 検体（穀類及び豆類（147 検体）、野菜及び果実（1,275 検体））の試料を調査対象とすることとし、都道府県に割り当てした。

##### ②試料採取方法

2 の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解が得られた農家が生産した出荷段階の農産物を調査対象試料とし、穀類及び豆類は無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

##### ③分析方法 — 省略 —

#### (2) 調査結果（概況）（別表 3 及び 4）

1,422 検体の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 1,150 検体（のべ検体数）であった。

定量限界以上の農薬が検出された 1,150 検体の試料のうち、1,148 検体は食品衛生法に基づく残留基準値以下であったが、さやいんげんにおいて、クロルフェナピルの残留基準値である 0.01mg/kg を超過する試料が 1 検体（0.02 mg/kg）、にらにおいて、トリアジメノールの残留基準値である 0.5 mg/kg を超過する試料が 1 検体（0.6 mg/kg）あった。

クロルフェナピルについては、今回の検出量を含むさやいんげんを平均的な量食べた場合、当該農薬の ADI（許容一日摂取量；毎日一生涯食べ続けても健康に影響がでない量）に占める割合は 15.8 % であることから、当該さやいんげんは、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはない。

トリアジメノールについては、今回の検出量を含むにらを平均的な量食べた場合、当該農薬の ADI に占める割合は 28.9 % であることから、当該にらは、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはない。

この基準値が超過したさやいんげん及びにらについて、生産段階における農薬の使用状況等を調査したところ、さやいんげんについては、さやいんげんに使用してはいけないクロルフェナピルを使用した結果、クロルフェナピルが検出されたものと考えられた。

また、にらについては、トリアジメホンの代謝物であるトリアジメノールが検出された。このにらを生産した農家は、トリアジメホンを含む農薬を使用基準どおりに使用していた。このような事案については、本来であれば、さらなる原因究明を行いたいとこ

るであるが、トリアジメホンを含む農薬のにらへの使用が、平成 22 年 10 月に登録削除されたため、今後は、このような問題が発生することはない。

(注) のべ検体数：1 試料から 2 種類の農薬が検出された場合、2 検体として計算

#### 4 調査結果を受けた対応

- ① 不適正な使用が認められた農家に対して、地方農政事務所等及び都道府県が農薬の適正使用の徹底を図るよう指導した。
- ② 今回の調査結果を都道府県に通知するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請した。
- ③ 都道府県等による農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 22 年度も同様の調査を実施しており、平成 23 年度以降も農薬の使用状況及び残留状況の調査を継続する予定である。
- ④ その際、調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとしている。なお、調査内容については、これまでの調査結果をもとに見直しを行っている。

(別表 1) 平成 21 年度農薬の使用状況調査結果 一省略一

(別表 2) 分析対象農薬及び定量限界 (平成 21 年度) 一省略一

(別表 3 及び 4) 農薬の残留状況調査において定量限界以上であった農薬に係る調査結果 (平成 21 年度) 一省略一

詳細は <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/110411.html> を参照願います。

## ● 農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正について

「農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令」が平成 23 年 4 月 26 日付けで公布、施行されました。

今回の省令改正は、カルタヘナ法第 10 条第 1 項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合は、農薬取締法第 11 条本文の適用を除外し、農薬を使用可能とするものです。

この省令の改正を受けて、農林水産省は関係者あてに「農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令について」(平成 23 年 4 月 26 日付け 23 消安第 710 号農産安全課長)を通知しました。

また、「カルタヘナ法第 10 条第 1 項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取り扱いについて」(平成 23 年 5 月 2 日付け 消費・安全局長)を発出し、農薬使用の取り扱いについて通知しました。

注) カルタヘナ法：遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律



## ● カルタヘナ法第 10 条第 1 項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取り扱いについて

今般、カルタヘナ法第 4 条第 1 項の承認を受けていない遺伝子組換えパパイヤ（以下「未承認パパイヤ」という。）の種子が流通していたことが判明した。当該未承認パパイヤは、我が国への生物多様性への影響は低いものと考えられるが、迅速に淘汰を行う必要がある。

淘汰の際、農薬を誤った方法等により使用すれば、対象以外の作物や環境等に悪影響を及ぼす可能性もある。

このため、別途通知する旨周知した農薬の取扱いとして、農薬取締法第 7 条の規定に基づく表示事項のうち、対象作物、使用可能農薬、使用方法等を下記のとおり定めることとした。

当該農薬の適正使用の徹底に向け、遺漏なく対応して頂くようお願いする。

なお、今後、カルタヘナ法第 10 条第 1 項の必要な措置を執る必要が生じた場合、その都度、農薬の取扱いについて通知することとする。

### 記

#### 1. 対象作物

カルタヘナ法第 4 条第 1 項の承認を受けていない遺伝子組換えパパイヤ

#### 2. 使用可能農薬の種類

グリホサートカリウム塩液剤

グリホサートインプロピルアミン塩液剤

#### 3. 使用方法

地上に近い箇所を伐採した直後に、原液を切り口全面に十分量塗布（したたり落ちない程度の量を直接塗布すること。）

#### 4. その他

使用した農薬の容器又は包装に表示されている、使用上の注意事項を遵守すること

・使用の際は、農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること  
・本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること  
・使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管すること  
等

## ● 関連記事の紹介

### ○ クローン識別技術でサクラ栽培品種の網羅的な実態解明に成功

平成 23 年 3 月 8 日 森林総合研究所は DNA マーカーによる精度の高いクローン識別技術を開発し、1 つのサクラ栽培品種が単一のクローンである場合（染井吉野、八重紅枝垂）や複数のクローンを含む場合（枝垂桜、四季桜、寒桜）、従来は別名で呼ばれていたものが同

じクローンであると判明した場合（江戸、糸括、大手鞠、八重紅虎の尾）など、伝統的栽培品種の様々な実態が明らかになったと発表しました。

プレスリリース

平成 23 年 3 月 8 日  
独立行政法人森林総合研究所

## 国内初！遺伝子情報を利用したサクラ栽培品種の網羅的識別技術を開発 —染井吉野など伝統的栽培品種の実態を明らかに—

ポイント

DNA マーカーによる精度の高いクローン識別技術を開発し、サクラ栽培品種の網羅的な実態解明に成功しました。

1 つの栽培品種が単一のクローンである場合（染井吉野、八重紅枝垂）や複数のクローンを含む場合（枝垂桜、四季桜、寒桜）、従来は別名で呼ばれていたものが同じクローンであると判明した場合（江戸、糸括、大手鞠、八重紅虎の尾）など、伝統的栽培品種の様々な実態が明らかになりました。

この技術開発により、花のない季節や苗木の状態でのクローン識別も可能になりました。

概要

独立行政法人森林総合研究所は、他の機関と共同で、DNA マーカーを用いたサクラの伝統的栽培品種の識別技術開発に成功しました。

サクラは古くは室町時代から品種改良が行われてきたと言われ、おもに接ぎ木によるクローン増殖により継代保存されてきましたが、長い年月の間には取り違えなども起こったと思われ、中には同名異種や異名同種が疑われるものもありました。しかし、これまでの花や葉などの外部形態による観察のみでは正確な識別が困難でした。

今回、DNA マーカーによる精度の高いクローン識別技術を開発することで、混乱していた伝統的栽培品種の実態を明らかにし、栽培品種を正しく整理することができました。

内容・成果の概要

計 20 個の DNA マーカーを用いて、サクラ 1850 本を調べ、精度の高いクローン識別に成功しました。栽培系統としては約 300 以上のクローンが識別されました。

もっとも有名な栽培品種の染井吉野（そめいよしの）は、従前から単一クローンが通説となっていました。各地から収集されていたものが同一クローンであることが確認されました。同様に、単一クローンであることが確認された栽培品種としては、八重紅枝垂（やえべにしだれ）や御車返（みくるまがえし）などがありました。

これに対して、枝垂桜（しだれざくら）と呼ばれる栽培品種の中には、多くのクローンが含まれていることがわかりました。四季桜（しきざくら）や寒桜（かんざくら）、奈良の八重桜（ならのやえざくら）などについても複数のクローンが含まれていました。複数のクローンがあるということは、接ぎ木や挿し木による増殖だけでなく、他の個体と交配した種子

による増殖なども過去にあったものと推測されます。しかし、形態が似ているので明確に区別せず、1つの栽培品種とされてきたものと考えられます。

従来は異なる名前と呼ばれていたものが、実は同一クローンであったものも見つかりました。

江戸（えど）、糸括（いとくくり）、大手毬（おおてまり）、八重紅虎の尾（やえべにとらのお）は、形態に違いが見られないことから独立性が疑われていましたが、DNA解析により同じクローンであることがわかりました。これらは江戸という栽培品種名があまり有名でなかったために様々な名前が付けられたものと考えられ、1つの栽培品種名に統一する必要があります。さらに、太白（たいはく）、車駐（くるまどめ）、駒繫（こまつなぎ）も同一クローンであることが明らかになりました。

従来の形態による分類では花の観察が必須でしたが、DNAマーカーによる方法は樹木の一部の組織からでも検査できますので、花のない季節の枝、葉、根などでも、また花をつける前の若い苗木でも品種を識別することが可能となりました。栽培品種が新たに開発された場合に、従来の栽培品種とのクローンの違いを確認することも可能になります。

詳細は <http://www.ffpri.affrc.go.jp/press/2011/20110308/documents/20110308.pdf> を参照願います

## ○ ナラ枯れは「地元」のカシノナガキクイムシ

平成23年1月31日、森林総合研究所は、ナラ枯れを媒介する「カシノナガキクイムシ」はナラ類と同様に、本州の北東と南西で遺伝子の組成が明瞭に異なっていると発表しました。

これは、カシノナガキクイムシは気候変動によって北方に分布を広げたのではなく、以前から各地に生息しており、昨今の森林環境の変化にともなって被害が顕在化したと推定されたと発表しました。

プレスリリース

平成23年1月31日  
独立行政法人森林総合研究所

### ナラ枯れは「地元」のカシノナガキクイムシが起こしている — 遺伝子解析が示すナラ枯れ被害拡大の要因 —

ポイント

ナラ枯れを媒介する「カシノナガキクイムシ」の遺伝的変異を解析したところ、被害を受けるナラ類と同様に、本州の北東と南西で遺伝子の組成が明瞭に異なっていることが明らかになりました。このことから、カシノナガキクイムシは近年になって気候変動によって北方に分布を広げたのではなく、以前から各地に生息しており、昨今の森林環境の変化にともなって被害が顕在化したと推定されました。

## 概要

最近、ミズナラなどが集団で枯れる被害が顕著になっています。その原因は病原菌で、「カシノナガキクイムシ」という昆虫に運ばれて、寄主であるナラ類に被害をもたらしていることが分かっています。今回、「カシノナガキクイムシ」の遺伝的変異を解析したところ、本州中部を境にして遺伝的な組成が大きく異なることが判明しました。

この違いは「カシノナガキクイムシ」の寄主であるナラ類の遺伝的変異の分布とも一致し、両者が長くそれぞれの場所で共存してきたことを示しています。したがって、現在のナラ枯れ被害は、気候変動等により「カシノナガキクイムシ」が南西から北東へ急激に分布を拡大したためではなく、里山の放置等による樹木の太径木化など、他の環境変化に原因があることが強く示唆されます。

## 成果の概要

最北端の被害地である秋田県から京都府にかけての14地域のカシノナガキクイムシ集団について、遺伝的構造を調べました。その結果、本州の北東部と南西部ではカシノナガキクイムシの遺伝的組成が異なっていることがわかりました。このことから、本州南西部のカシノナガキクイムシが本州北東部に分布域を広げたのではないことが分かります。

ナラ枯れの被害を受けるミズナラやコナラも、北東部と南西部で遺伝的組成が異なることが知られています。

こうしたことから、現在大発生しているカシノナガキクイムシはその寄主であるナラ類とともに、それぞれの地域で長い時間をかけて共進化してきたものと考えられます。従って、カシノナガキクイムシが近年に北上したという仮説は支持されません。逆に、ナラ枯れ被害はその地域にもともと生息していたカシノナガキクイムシが、環境条件が好転したために大発生していることが示唆されます。また、同じ地域の中でも場所が離れると遺伝的に遠くなることが認められましたが、それは大発生した本種が近隣に移動し、その場所の個体群と交配しながら大発生し、さらに近隣の場所へと少しずつ分布を拡大しているためと推察されます。

詳細は <http://www.ffpri.affrc.go.jp/press/2011/20110131/documents/20110131.pdf> を参照願います

## ● 病虫害発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病虫害発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病虫害の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病虫害が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病虫害が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病虫害を発見した場合、重要な病虫害の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 23 年 1 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は下記のとおりです。

平成 23 年 各都道府県が発表した病害虫発生予察情報『特殊報』

日付	府県名	作物	病害虫
1.07	栃木	日本ナシ	ナシシンクイタマバエ
1.07	愛媛	キウイフルーツ	キクビスカシバ
1.11	栃木	トルコギキョウ	トルコギキョウ葉巻病
1.14	岐阜	イチジク	イチジクヒトリモドキ
1.19	長野	レタス、セルリー等の葉洋菜類	ニセタマナヤガ
1.19	長野	セルリー	セルリー萎縮炭疽病（仮称）
1.26	宮城	ブルーベリー	ブルーベリーバルデンシア葉枯病
1.31	山梨	ブルーベリー	ブルーベリー赤色輪点病
2.17	岩手	花壇苗、ポインセチア	タバココナジラミ バイオタイプ B
2.25	鹿児島	マンゴー	マンゴーキジラミ
3.03	愛知	ネギ、タマネギ	ネギえそ条斑病、タマネギえそ条斑病
3.11	岐阜	ナシ	ヨシブエナガキクイムシ
3.16	北海道	イネ	いもち病（MB I-D 耐性）
3.18	徳島	ネギ	ネギえそ条斑病
3.23	茨城	ピーマン	ピーマン黒枯病
3.24	北海道	コムギ	コムギ萎縮病
3.28	愛知	エゴマ	エゴマ青枯病
3.28	愛知	メボウキ（バジル）	メボウキ（バジル）菌核病
3.28	愛知	ダリア	ポテトスピンドルチューバーウイロイド
3.28	徳島	ニンジン	ホモノハダニ
3.29	秋田	ダリア	ポテトスピンドルチューバーウイロイド
3.29	秋田	りんご	リンゴ葉巻萎縮病
3.31	山口	ハウレンソウ	ハウレンソウベと病レース 8
3.31	福岡	ダリア	ポテトスピンドルチューバーウイロイド
4.05	島根	イチジク	イチジクモザイク病
4.13	千葉	マンゴー	チャノキイロアザミウマ新規系統
4.13	三重	トルコギキョウ	トルコギキョウ葉巻病
4.28	大分	トマト	トマト葉かび病菌レース 2.9
5.02	東京	コマツナ	アヤトビムシ科（アヤトビムシ属）の一種
5.02	鹿児島	トマト	トマト茎えそ病（仮称）
5.11	香川	ニンジン	キクノネハネオレバエ
5.13	千葉	ダリア	ポテトスピンドルチューバーウイロイド
5.16	兵庫	ピーマン	ピーマン炭疽病
5.20	福岡	イチジク	イチジクモザイク病
5.26	岩手	スグリ	スグリコスカシバ
5.31	福島	トマト	トマト黄化萎縮病
5.31	福島	ダリア	ポテトスピンドルチューバーウイロイド
6.01	茨城	ニンジン	ホモノハダニ
6.03	長野	キク	キク茎えそ病

各病害虫の生態及び発生活長等の詳細については各都道府県の病害虫防除所のホームページに掲載されているので参考に願います。

## ● 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表している。

最近、下記の農薬成分について設定・改訂し公表した。

平成 11 年 3 月 28 日付け食安発 0328 第 1 号]（アセキノシル、クロランスラムメチル、トリネキサパックエチル、ピリダリル、ピリミノバックメチル、メトミノストロビン及びメプロニル

## ● 夏期の電力需給対策について

農林水産省は、東日本大震災発生後における電力の供給力不足に伴う節電の取り組みを次のとおり要請しています。皆様もご協力下さい。

【局長通知】

23 消安第 1018 号

平成 23 年 5 月 13 日

社団法人緑の安全推進協会会長殿

農林水産省消費・安全局長

### 夏期の電力需給対策について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、東日本大震災発生後における電力の供給力不足に伴う節電の取組に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、夏期の電力需給対策につきましては、本日開催された「電力需給緊急対策本部」（本部長：枝野官房長官）において、別添の「夏期の電力需給対策について」が決定されました。

今夏の供給力については、火力発電所の復旧・立上げ、緊急設置電源の導入、揚水発電の活用等による積み増しと東京電力から東北電力への融通により、東京電力管内で 5,380 万 kW、東北電力管内で 1,370 万 kW が確保される見通しとなりました。これを踏まえ、今夏の需要抑制目標を、一定の余裕をもって、大口需要家（契約電力 500kW 以上）・小口需要家（契約電力 500kW 未満）・家庭ともに均一の▲15%とし、国民・産業界が一丸となって、操業・営業時間の調整・シフト、休業日・夏期休業の分散化、照明・空調等の節電等の具体的な計画を策定・実施することとしています。具体的には、本年 7～9 月の平日の 9 時から 20 時の使用最大電力（瞬間の電力であって電力使用量の総計ではありません。）を昨年同期・時間帯の使用最大電力に対し▲15%削減することとし、特に大口需要家については、補完的措置として電気事業法第 27 条による電力使用制限も活用することとしています。その際、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制に取り組む仕組みを導入することとしています。また、政府は「政府の節電実行基本方針」に基づき、府省毎に節電実行計画を策定し、従来にも増して一層の節電を実施することとしており、独

立行政法人及び公益法人に対しても、本基本方針及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ節電計画を策定するよう要請することとしています。

具体的取組に当たっては、復興の基盤である産業の生産・操業活動への影響を最小限にすることが必要であり、操業・営業時間の調整・シフトや、休業日・夏期休業の分散化等の取組を関係企業等とも協力しつつ進めることとされています。

また、本日の対策本部において、浜岡原子力発電所の運転停止に関し、中部電力管内においても、経済活動に影響を与えない範囲で一般的な節電を呼びかけることとされたところであります。

貴団体におかれては、貴団体会員に対し、上記の内容を周知いただくとともに、各業界・企業等において、6月上旬を目処に具体的な需要抑制に向けた計画を策定いただきますようお願い申し上げます。

.....

## ● 協会からのお知らせ

### 1 理事会・総会の開催

5月24日、緑の安全推進協会の平成23年度第1回理事会及び第20回通常総会が南青山会館において開催されました。

平成22年度の事業経過及び収支報告、役員改選等が承認されました。

### 2 「緑の安全管理士会」役員会の開催

5月24日、緑の安全管理士会の役員会が緑の安全推進協会において開催された。

平成22年度の緑の安全管理士会の活動報告及び収支決算が報告・承認された。

また、平成23年度の活動計画が審議され、次の計画が承認された。

#### (1) 平成23年度「緑の安全管理士」支部大会及び研修会開催日程

以下の日程で開催することとした。

支部名	開催日時	開催場所
北海道	23年11月25日(金)	ホテル札幌ガーデンパレス
関東・甲信越①	11月30日(水)	北とぴあ
当会・北陸	12月16日(金)	名古屋中小企業福祉会館
関東・甲信越②	12月19日(月)	北とぴあ
九州・沖縄	24年1月25日(水)	天神クリスタルビル
中国・四国	1月26日(木)	オルガホール
近畿	1月27日(金)	新梅田研修センター
東北	未定	

東北支部については、震災の復興状況を見守りつつ日程等を決める。

(2) 平成 23 年度「緑の安全管理士」役員を選任

次の方々役員に就任された。よろしくお願いいたします。

会長：筒井 孝宣

支部	支部長	副支部長	
北海道	弓削 知憲	関 澄之	篠原 友行
東北	太田 博	近藤 政行	正木 吉範
関東・甲信越	筒井 孝宣	舟山 茂	
東海・北陸	園部 綱雄	三島 公明	
近畿	奥西 正夫	紀平 茂男	大島 英樹
中国・四国	小郷 巧	西原 浩彦	神庭 圭一
九州・沖縄	水流 昇	吉見 哲郎	藤田 昇二

(3) 支部大会の活性化について

支部大会を活性化するために自由討論を行った。研修内容についても意見を交換し、23年度は除草剤の作用性についての講演を検討することとされた。

3 「緑の安全管理士」認定研修会について

平成 23 年度の「緑の安全管理士」認定研修会は、12 月 5 日（月）～7 日（水）に東京で実施します。多くの方々が受講されるよう参加を呼びかけて下さい。

4 「緑の安全管理士」の皆さんへ

(1) 「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格の更新できなかった方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加資格を授与します。

(2) 「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」資格取得された方には認定証を発行しておりますが、紛失等で再発行を希望される方は、「再発行願い」に必要事項を記入の上、写真 2 枚、再発行料金を添えて事務局まで提出ください。「再発行願い」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

(3) 「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

資格更新案内や種々のお知らせ等はお届けいただいた所属先に送付させていただいております。毎年、何件かが宛て先不明で戻ってまいり、連絡先の調査に苦慮しています。

届け出事項に変更があった場合は速やかに FAX、郵送又は電子メールで事務局までご連絡下さい。

変更届けをされる方は当会のホームページで届出書をダウンロード、印刷して、訂正事項をご記入の上お送り下さい。

5 講師派遣事業について

緑の安全推進協会では、農薬の安全性等について都道府県、農業団体、市民の団体等からの研修会等への講師派遣依頼に対応して、的確な講師を派遣します。



講師派遣を希望する方は、当会会長あてに「講師派遣依頼書」（当会のホームページからダウンロードして下さい。）を提出して下さい。講師派遣に要する費用は無料です。

ご質問、申し込み等の相談は、窓口担当者（当協会の事務局長 常木洋和）にお気軽にご連絡下さい。

電話番号： 03-5209-2511

FAX 番号： 03-5209-2513

メール： [midori@midori-kyokai.com](mailto:midori@midori-kyokai.com)

## 6 電話相談室について

当協会は、農業生産者、一般市民からの農薬に関する種々の問い合わせ及び相談に応じています。「農薬総合相談室（略称「農薬でんわ相談」）」と呼んでいます。主として農薬安全相談室長が担当者として対応しますが、当該室の円滑な運営のため、当会事務局が支援しています。お気軽にご連絡下さい。

## 7 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

### （1）農薬の安全性についての「リーフレット」

農薬工業会と（社）緑の安全推進協会では、農薬の役割、安全性、環境への影響、使用に当たっての保護具、保管管理についてのリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介しています。ご入用の方は、（社）緑の安全推進協会へFAX等でご連絡ください（無料です）。詳細は当協会のホームページをご覧ください。

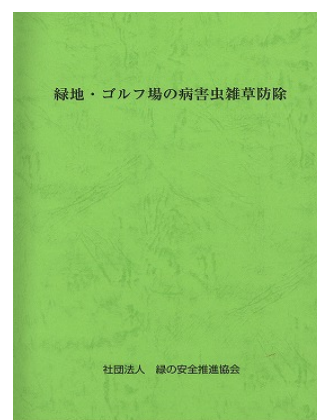
### （2）緑地・ゴルフ場・農薬についての出版物

#### ①「緑地・ゴルフ場の病害虫雑草防除」（（社）緑の安全推進協会編）

ゴルフ場の芝の管理についての考え方、特徴・管理の実際について概説するとともに、芝、樹木を加害する害虫、病害の診断・生態・防除法も詳述しています。雑草については、生育特性とその防除法を図も交えて解説しています。

防除技術としての基礎知識、散布法、防除機器の解説のほか、農薬の適正使用のための留意事項、登録農薬の一覧なども掲載されており、本書はゴルフ場の芝生、一般の緑地の病害虫防除の参考書としてご利用いただけます。

B5判、338頁、定価1500円（消費税込み、送料実費）



#### ②「なるほど！なっとく！農薬Q&A」（2010年改訂版）

（農薬工業会編）

農薬についての正しい情報が伝わるよう本書の出版が企画されました。

分かりやすいと好評であった、「農薬Q&A（初版：平成19年）」を全面改定し、より平易な表現に改め、イラストや図表などを多く取り入れ読みやすくなるよう心がけ、新しい知



見や法改正などを反映させました。本書は、農薬の適正使用を指導される方々をはじめ農薬について知りたいとお考えの一般の方々にも十分ご理解いただけるものと思います。農薬についての疑問に答え、農薬に関する正しい情報が得られます。

B 5 判、274 頁、定価 1300 円（消費税込み、送料実費）

### ③「グリーン農薬総覧」（2011 年版）（（社）緑の安全推進協会編）**NEW**

本シリーズは、芝、緑地、公園樹木類の病虫害及び雑草防除に使用する農薬を解説したもので、農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のためのバイブルとして広くご活用され、ゴルフ場及びその他の分野における緑の保全に大いに貢献していると好評を博しています。

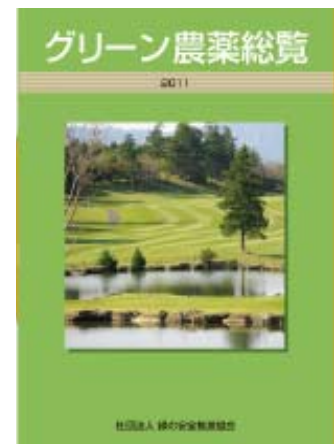
主な内容は、

1. 前回刊行以降新しく登録(2010年12月末まで)並びに適用拡大等の変更のあった農薬の追加、変更等薬剤の特長、使い方のポイントなど
2. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
3. 樹木・樹木類（ばら、観葉植物含む）の病虫害及び雑草防除の手引き
4. 関連法規、通達事項

などです。

B 5 判、618 頁、定価 4,500 円（消費税・送料込み）

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会（03-5209-2511）まで



### （3）「樹木等の病虫害防除に関する手引」について

緑の安全推進協会では、街路樹、公園、公共施設、庭園などの樹木類に対して病虫害防除をする際の参考資料として、農林水産省農産安全管理課農薬対策室のご指導により、表記の手引書を作成しました。手引書は、当協会のホームページ

（<http://www.midori-kyokai.com/pdf/jyumoku-tebikiB.pdf>）でご覧いただけます。

参考にして安全な防除に努めてください。

# みどりのたより

第49号

発行日 平成23年6月10日

発行 (社) 緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4  
(全農薬ビル5階)

TEL 03-5209-2511

FAX 03-5209-2513

ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>